

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく行動計画

社会福祉法人 仙台福祉サービス協会

職員が、仕事と家庭を両立しながら、定年まで長く働き続けることができる雇用環境の整備を進めていくため、次のとおり行動計画を策定する。

1 計画期間 平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

2 目標及び取組内容等

目標1 女性活躍推進法及び行動計画等への理解を深め、協力体制を整備する。

[取組内容]

平成28年4月～

- ・女性活躍推進法及び行動計画等について、協会内情報共有システムや各種会議等の機会を積極的に活用して周知し、全職員の理解を深める。協力体制を整備する。

目標2 常勤専門職員の超過勤務時間・休日勤務時間を月平均20時間まで削減する。

[取組内容]

平成28年4月～

- ・各事業所において業務の見直しなど体制整備を行う。
- ・年度ごとに超過勤務時間・休日勤務時間の要因分析、繁閑傾向の把握・分析等を行い、結果に応じた対策を検討する。

《女性の活躍の現状に関する情報公表》

採用年度	女性の採用比率		掲載日	
	常勤職員	非常勤職員		
平成27年度	96.3%	100.0%	94.4%	平成28年4月1日
平成28年度	100.0%	100.0%	100.0%	平成29年4月1日